

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年2月28日開催 日本投資顧問業協会]

## 1. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が2024年3月末に到来する。
- 各社におかれては、経営陣のリーダーシップのもと、態勢整備を着実に進めていただいていると認識しているが、対応期限まで残り約1か月を切る中、確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

## 2. Japan Fintech Week開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- 従来のFIN/SUMと比較して、海外からの参加者が大幅に増加する見込みであり、例えば、コンプライアンス高度化やDXに関するソリューションを提供するフィンテック事業者等の来日が予定されている。また、パネルディスカッションやラウンドテーブルにおいては、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUMアフターパーティーを含めて是非足を運んで頂きたい。

(参考) Japan Fintech Week 概要

- 日時：2024年3月4日(月)～8日(金)【コアウィーク】
- 会場：都内各地、大阪、福岡
- 主催：金融庁
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考)：FIN/SUM 概要

- 日時：2024年3月5日(火)～8日(金) [4日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール (後日アーカイブ配信)
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：2024年1月末より上記ウェブサイトにて登録受付中

### 3. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般(12月13日)、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、2023年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、ご確認いただきたい。

※1 「資産運用立国実現プラン」(内閣官房HP)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou\\_tori\\_matome/plan.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_tori_matome/plan.pdf)

※2 資産運用立国に関する金融庁の取組(金融庁HP)

<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、①家計の安定的な資産形成の支援、②金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営の確保、③企業の持続的成長に向けた実効的なコーポレートガバナンスの実現に、引き続き、取り組んでいく。
- 加えて、残されたピースとして、④資産運用業とアセットオーナーの運用力の向上やガバナンス改善に取り組んでいきたいと考えている。

- 政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識しており、今後、プランに従って各種取組を進めていく。
- なお、「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。
  - (1) 資産運用業の改革
  - (2) アセットオーナーシップの改革
  - (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
  - (4) スチュワードシップ活動の実質化
  - (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化
- 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組に引き続きご協力いただければ幸い。また、引き続き、様々なご意見を拝聴できれば幸い。

#### 4. 金融経済教育推進機構について

- 先般成立した改正金サ法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）に基づき、金融経済教育推進機構を2024年4月に設立し、8月に本格稼働させる予定。機構において、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズにこたえた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目指している。
- 機構設立に向けた足元の動きとしては、金融広報中央委員会の武井会長、全国銀行協会、及び日本証券業協会が発起人となり、2024年2月5日に機構の発起人会が開催された。今後も、発起人を中心として、設立に係る必要な手続きを進めることとされている。
- 金融庁としても、機構の円滑な設立及び本格稼働のために必要な取組を進めていく。協会におかれては、これまでも様々ご尽力いただいていたが、今後、機構において金融経済教育をさらに充実したものにし、家計の安定的な資産形成を力強く支援していただきたい。

## 5. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、2023年11月下旬、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」の設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただけると幸い。

## 6. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、今年で9年目を迎える。
- 2023年は47件のご意見を受け付けており、
  - ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
  - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関するご意見があった。
- 重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに

対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただくと幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

## 7. 日本投資顧問業協会と投資信託協会について

- 日本投資顧問業協会と投資信託協会の今後の在り方について、先日（2024年1月24日）、両協会より、「統合を軸に検討を始めることとした。」旨の公表をして頂いたところであるが、この場を借りて改めて、当庁としての考えをお伝えしたい。
- 両協会においては、従前より、それぞれの自治と専門性に基づき、国民の安定的な資産形成に貢献してきたものと承知しているが、今般の「資産運用立国実現プラン」は、幅広い資産運用業の改革・高度化に取り組むものであり、今後、資産運用業界が果たすべき役割も、これまで以上に大きなものとなる。
- 当庁としては、資産運用業が我が国において銀行業、証券業、保険業に肩を並べる存在として重要な地位・役割を確保し、資産運用立国の実現を強力に推進していくことを目指したいと考えている。
- このため、自主規制機関としても、資産運用業界全般を統一的に広くカバーするとともに、一層の機能強化・集約化が必要ではないかと考え、両協会に対し、望ましい在り方について、統合も視野に入れた前向きな議論が行われるよう要請した次第。
- 両協会ともその歴史は古く、統合に向けては様々な困難があるかもしれないが、当庁としても全面的に協力させて頂くので、是非とも前向きに検討して頂ければ幸い。

## 8. 資産運用立国実現プランについて

- 「資産運用立国実現プラン」に関し、監督部門の取組として、特に大手金融機関グループに対し、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略の位置付けのほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、運用力やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請したとこ

ろ。

- 成長と分配の好循環の実現のためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業が国民から信頼される存在になるとともに、その運用力の向上が不可欠であり、グループ一体となって主体的な取組をお願いしたい。
- なお、2024年1月、各社の取組を一覧できるページを当庁ウェブサイト上で公開した。ウェブサイトは今後も随時更新していくので、金融グループに所属しない資産運用会社も含め、運用力向上等に向けたプランを策定・公表し、当庁ウェブサイト上への掲載を希望される場合には、当庁まで連絡をいただければ幸い。

#### 9. 投資助言・代理業者に対する行政処分について

- 関東財務局による投資助言・代理業者への検査の結果、法令違反行為が認められたため、2023年12月、当庁は当社へ行政処分を行った。
- 金融商品取引業者は、顧客本位の業務運営を徹底し、真に顧客の利益に資する行動が求められているところ、協会においては、コンプライアンス研修の実施や会員監査等により会員の法令遵守体制の構築を進めていただいていると承知しているが、引き続き、法令違反行為の発生防止にご協力いただきたい。

#### 10. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 障害者差別解消法に基づき、事業者は障がい者から社会的障壁の除去を求められた場合に、過重な負担にならない範囲で、求めに応じた対応（＝合理的配慮の提供）を行う努力義務が課されていたところ、同法の令和3年改正により、この努力義務は、2024年4月1日から義務化されることとなった。
- これを踏まえ、2023年12月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日に施行されることとなっている。

- 各金融機関においては、本改正内容も踏まえ、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

(以 上)